

アウグスブルグにおけるツンフト闘争と市政

今来, 陸郎

<https://doi.org/10.15017/2333999>

出版情報 : 史淵. 74, pp.1-16, 1957-11-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

アウグスブルグにおけるツンフト闘争と市政

今 来 陸 郎

(一)

本稿は前稿「アウグスブルグにおける帝国都市の成立」(史淵五九輯所収、以下、単に前稿とよぶ)の続篇または補遺たることを目的とする。前稿で明らかにしたように、アウグスブルグは十二世紀中頃にはほゞ司教都市としての態容を整えた。具体的には、一一六七年の都市法、すなわち所謂第一都市法が、司教都市としての内容を示している。しかるに十三世紀にいたつて、アウグスブルグは一転して帝国都市への過程を押し進めて、十三世紀中葉にはその過程は急速に進展し、その結果は一二六七年の都市法、すなわち所謂「都市書」*Stadtbuch*によつて明確に規定された。しかしながらアウグスブルグのこの帝国都市への転化は、皇帝の積極的な政治行動の結果として生まれたものではない。十三世紀中葉は大空位時代の前後、ドイツの中央権力の最も衰頹した時代であつて、ドイツ王権はそのような現実的勢力をもたなかつた。アウグスブルグの帝国都市への転化を推進したのは、実は司政支配に対する市民の反撥にはかならず、この市民の反撥は自律性、都市の自由への欲求であつた。その結果、都市書によつて、都市支配にたいする皇帝、司教の管掌部分が明確に区分され、皇帝、司教の支配をそれぞれ代行するブルググラーフ、フォグトの職掌が定められ、司教支配は宗教領に限定されるとともに、市民の自治組織たる *Consules* 市参事会の組織が、同じく都市書によつて成文化された。

しかしながら市民団体が全体として帝国にたいして負う財政的負担はともかくとしても、都市書によつて定められた Zwölfer 十二人衆の市参事会の職権にしても、一二九一年の新規定による二十四人制のそれにしても、自律性という点からすれば、いづれも十全のものではなかつた。上述のいづれもが、フォグトやブルググラーフの職務執行に対し、補助的乃至監視的な意味で立会う程度のものにすぎなかつたからである。市民自治の理想をいえば、都市に対する皇帝支配、フォグトの職権を名目的なものとして、都市行政にたいする市参事会の役割を補助的なものから主体的なものにすることである。一二七六年の都市書にあらわれた司教都市から帝国都市への転化は、都市アウグスブルグの歴史における劃期的な出来事であり、それを推進したのは市民勢力なのであるが、市民自治という点では、わずかに第一歩を踏みだしたというほどの事態にすぎない。市民自治の完成は、その後における市民勢力の成長、歴史の変化に俟たねばならない。

ところで上述の都市書によつて規定された都市行政に関する市民側の諸機関、すなわち十二人衆、その首長としての二人のマスター Magister civium、十二人衆の拡張した機関と考えられる二十四人制参事会、十二人衆の内部で分化したと考えられる Vierer 四人衆、マスターの転化で執行部的性格をより強くしたと考えられる Pfleger 監理者はいづれも貴族市民の限定されたワクの中の寡頭支配の機関であつた。都市書はそれを「尊貴なるもの」によつて構成されると表現している。²⁾ この貴族層の寡頭支配にたいして、十四世紀に入つて、ツンフトの挑戦、いわゆる市政機関の民主化の動きがおこる。それが爆発的に昂揚したのがツンフト闘争 *Zunftkampf* である。その現象は、アウグスブルグのみならずドイツ都市一般に見られるところであるが、アウグスブルグにおいては、ツンフトの動きが、市民自治への動きとからみ、それを推進したと考えられる。その過程を辿ることが本稿の目的である。

註① 都市の手工業並びに商業にたいする広い意味の警察的行政

については、フォグトとブルググラーフが分担していた。

宗教行政は司教の権限に属することは勿論として、民事裁判、度量衡検査、食糧品統制はなおブルググラーフの職権に属す

る。但しフォグト、ブルググラーフの職権執行には、いずれも市参事会員が立会う。市参事会単独の権限として城壁管理権が都市書で承認されている。前稿参照。

② 都市書の前文に "die biderben burger, die elersten und auch die witzigsten ratgeber" 云々。

(二)

アウグスブルグの特色は、ハインリッヒ一世帝の保護をうけたのを始めとし、オットー諸帝の特許状をうけて以来、親皇帝政策をつらぬいたことにあつた。そのことは、必ずしも市民の態度だけのことではなく、当初においては司教を含めていえることであつて、アウグスブルグ司教領の基礎をきづき、ハンガリア来襲後の都市復興に貢献する所の多かつた、かの十世紀のウルリッヒ司教以来のアウグスブルグ教会の伝統であつた。司教都市の成立も、帝国都市への転化もこの親皇帝的な態度の所産であつたことは、前稿において述べたところである。ただ司教の場合は、ザクセン朝の末期、ロタール帝の就任にたいしてシュタウフェン家のシュヴァーベン公が叛したとき、敢えてシュタウフェン家を支持した例外時期もあつたが、市民に関するかぎりこの親皇帝政策は終始変らなかつた。

このアウグスブルグ市民にとつて十四世紀初頭の、皇帝ハインリッヒ七世の急死(一三一三年)によるドイツ政界の波らんは、きわめてデリケートな性質のものであつた。大空位時代後の、すなわち十三世紀末から十四世紀にかけての、この時代は、諸帝家の交立時代であつて、帝位についての血統主義が必ずしも支配せず、ハインリッヒ七世の二子ベーメン王フィリップはほとんどなんびとの支持をうけることもできず、かえつてフランス王フィリップ四世がローマ教皇の後援をえて、その子ポアトウのフィリップをドイツ王に擁したのをはじめとし、ドイツ諸侯が思い思いの候補者を立てる有様で、容易に決着を見ない状況であつた。この乱立の状態はやがてハプスブルグ家のフリードリッヒ三世と上バイエルン公

のヴェッテルスバッハ家のルードヴィッヒ四世の対立にしばらく、その後十数年、両者は対立王として争うこととなる。この両者の対立において、ハプスブルグ派は上ライン地方からシュヴァーベンにかけて、すなわち上ドイツに勢力をもつたのたいていして、ヴェッテルスバッハ派は中、下ライン地方からフランケンにかけて、すなわち中部および下部ドイツに支持者をかかえ、帝国都市の多くは、どちらかといえば都市に友好的と見られたルードヴィッヒを支持したが、しかし両者の勢力はほぼ互角と見られた。⁽⁸⁾この時、アウグスブルグ市民は敢えてルードヴィッヒを支持する態度に出た。上ドイツに勢力をもつハプスブルグ派を敵に迎えることは、アウグスブルグ市民としては非常に危険な道をしらんだことになり、じじつ全シュヴァーベンの都市のなかで、この態度に出たのは、アウグスブルグだけであつた。しかも教皇ヨハン二十二世がフリードリッヒ三世を支持して、ルードヴィッヒを破門 *Bann* と聖務停止 *Interdikt* に処し、アウグスブルグ司教に対しても、市民を威圧することを命じたが、市民は屈せず、態度を変えなかつた。⁽⁹⁾一三一五年フリードリッヒ三世の弟で、フリードリッヒを帝位に推す中心人物であつたオーストリア大公レオポルドの攻撃をうけて、ルードヴィッヒ四世の形勢非となり、ルードヴィッヒが上ドイツに逃れたとき、アウグスブルグ市民は市の城壁内にこれを保護し、強力な軍隊を編成して、ルードヴィッヒがレオポルドをスイスの方面に撃退することに力を貸したことがある。⁽¹⁰⁾その後レオポルドがスイスの独立軍に敗れて上ドイツに再来し、アウグスブルグに迫つて、その城外地を焼棄したときも、市民はその態度を変えなかつた。ルードヴィッヒに対するアウグスブルグ市民の態度は、まさに献身的ともいふべきものであつた。その後全ドイツの形勢はルードヴィッヒ四世に有利に展開し、一八三〇年のフリードリッヒ三世の死によつて、ルードヴィッヒ四世が正式に国王に選任され、ローマにおいて加冠された。

この対立の過程中、およびその終了後において、アウグスブルグ市民は、ルードヴィッヒ四世から感謝の印として多くの権利を承認せられた。すなわちこれまでアウグスブルグが帝国によつて承認された全権利が改めて確認されると共に、

外地裁判からの除外、すなわち都市外における市民財産の紛争について外地の裁判から免れること、帝国に上納する年額四〇〇ポンドの負担金を四年間免除された。また前述のルードヴィッヒのアウグスブルグ籠城の翌年の一三一六年に、ルードヴィッヒはアウグスブルグを帝国所屬からなんびとに対しても売却もしくは入質せざることを約し、また市民に帝国ミニステリアルの特遇をうけることを許した。したがって市民は今後貴族、帝国臣僚と同様の裁判に座し、判決をうけることができる。このことは極めて重要な性質をもっており、アウグスブルグ市史研究家のC・マイヤーは、一二七六年の都市書において都市フォグト職が皇帝支配下にあることが明記されたことよりも、むしろこのことを、アウグスブルグが帝国都市に転化したことの法的な徴表であるとしている。⁽⁷⁾

さらにルードヴィッヒは一三二四年に、都市フォグトの職務である都市平和、街道保護につけ加えて、バイエルン領内の塩その他の商品の取引権を与え、皇帝就位後には、古くは司教主権の中に含まれ、司教から市民にしばしば入質されたことのある造幣権を改めて市民に許している。このようにして、ルードヴィッヒ四世の在位時代に、アウグスブルグは多くの権利をかちえて、市民の組織である市参事会の権限内容は豊富になつた。アウグスブルグとルードヴィッヒ四世の間はきわめて親密であつて、皇帝就位の翌々年の一三三二年、ルードヴィッヒは自領バイエルンに帰還の途中、アウグスブルグに立寄り、帝国諸侯を会して、この町で帝国々会を催したことがあるが、ルードヴィッヒ帝が生涯中にアウグスブルグを訪れたことは二十回に上り、アウグスブルグのマギスターのウルリッヒ・ホーフマイヤーは同帝の最高の助言者であり、また秘書でもあつた。⁽⁸⁾

註③ B. Gebhardt: Handbuch der Deutschen Geschichte, 1930, Bd. I, S. 451ff. ④ 叙述による。

④ Ch. Meyer: Geschichte der Stadt Augsburg, 1907, S. 33.

⑤ この事件はアウグスブルグの誇りとする事件であつて、後年フッカー家の Fuggerhaus が建造されたとき、アウグスブルグの歴史を代表する一場面として壁画に描かれた。

⑥ この帝位継承戦にあつて、アウグスブルグの聖職者は親

アウグスブルグにおけるツンフト闘争と市政

皇帝の態度をとつた。したがつて教皇ヨハン二十二世のアウグスブルグ司教にたいする指令は実質的な意味をもたなかつた。このことは既述の教会を含めての親皇帝の伝統として注意すべきである。

④ 一三二六年一月の勅書。同文書に *Cives augustenses qui discreti probantur* が貴族市民に対してだけでなく、一般

六

市民にも適用されたことは重大視すべきであるとしている。
Meyer; Geschichte, S. 34, anm. 8.

⑤ 年額五〇マルクの帝国上納金を上納するだけでなく、ルードヴィヒは逆に戦災の補償金として銀千マルクをアウグスブルグに与えている。*Meyer; Geschichte S. 35.*

(三)

アウグスブルグ市民がこのように親皇帝政策に徹したことは、当然アウグスブルグ司教との対立を深めることになる。前稿においても述べたように、アウグスブルグ市民と司教との対立関係は、すでに一世紀前の十三世紀の傑僧ヘルマン *Hermann von Dillingen (1248—86)* の時代にはつきりと現われていたのであるが、^(a)ルードヴィヒ四世帝の在位中にもそれがつづいた。そのころアウグスブルグ司教の職にあつたハインリッヒ兄弟 *Heinrich I, II von Schöneck* が教会財政を紊乱させ、聖堂資財の多くを失つて、教会内部はもとより市民によつても指弾されていたこともこの対立を深めた。しかるに一三四七年に、都市に友好的な態度をとり、特にアウグスブルグ市民を保護したルードヴィヒが急死して、ベールメン王系統のカール四世が帝位に即いたことは、この対立を一層刺戟した。

カール四世はすでにルードヴィヒ四世在位の晩年にドイツ王位を要求してカール四世と対立しており、教皇クレメンス六世は反教会的なルードヴィヒ四世を悪み、カール四世を支持して、叛乱寸前の状況であつたが、ルードヴィヒ四世が急死して、両者の対立は解消したのであつた。ルードヴィヒの死の翌一三四八年教皇クレメンス六世はバンベルグの聖堂参事会長 *Domprobst* のマルカルト *Markart von Randegg* をアウグスブルグ司教に任じた。マルカルトはヴ

エルナーの表現によれば、「精力的な人物で、聖職者たるよりもむしろ政治家あるいは軍人である」というほどの人物で、前任者が置かれた市民との対立に甘んずる人ではない。しかし市民は前任者の無能に懲りており、且つカール四世の勅書をうけたので、止むなくマルカルトを承認した。¹⁰市民がマルカルトをうけ入れたので、それまで教皇庁に抵抗していた前任者ハインリッヒ三世も職を離れた。マルカルトはまず聖堂監理者で教会財産の責任者である Portner を罷免して教会改革に手を初め、アウグスブルグ市民と争っていた Mindelberg の独裁者 Schwigger、アウグスブルグの商業に有害な盗賊騎士との戦いに、市民を援助するなど、市民との関係は必ずしも、悪くはなかつたが、司教就任の翌々年にすでに市民との争いを起している。

争点の第一は裁判所管の問題である。教会裁判の範囲については、古く十三世紀から市民と司教が争つてきたところであるが、一二七六年の都市書は公権を王権の執行者たる都市フオグトと司教すなわちその代理人なるブルググラーフの二系統に分ち、教会の所管事項を明確に規定している。それによると、ブルググラーフの職権範囲は民事裁判、度量衡検査、食糧品統制に限られ、且つその事項に関する教会裁判には市参事会員が立会うことになつてゐる。その他本寺の宗教上の権利である婚姻、ミサ挙式、徴利取締はもちろん教会側の権利であることを認めてゐる。しかるにマルカルトはこれを無視して教会裁判の範囲を拡張しようとした。そのことは市参事会の権限の犠牲を伴うことは当然で、これと対抗するため市参事会は都市書に規定せられた事項以外についての教会法廷の召喚に市民が応ずることを重罪を以つて禁止した。この裁判所管の争いのその後の経過および結果について史料は沈黙して語らない。¹¹それは恐らく司教側がその請求を引下げたことを示すものと思われる。

司教マルカルトと市民の第二の争点は、市参事会が一三六〇年に徴集を決定した消費税についてである。すなわち同年六月、市参事会は皇帝カール四世からブドウ酒、ビール等のアルコール飲料についての間接税賦課の権利をえた。消費税

Ungeld の賦課は十三、四世紀の交にドイツ諸都市で見られるのであるが、アウグスブルグで消費税が初出するのは、それより約一世紀前の一二五四年のことである。この一二五四年という年は、司教ハルトマンが大空位時代の混乱時代であった機会をつかみ、帝権名儀の諸権利を恢復しようとしたのに対し、市民が抵抗し、血を以つて争つた結果、両者のあいだに妥協的な新条約（一二五一年の第一条約についての第二条約）の成立した年である。この条約において司教ハルトマンはすでに市参事会の消費税徴集を妨害しないことを確認しており、同年より十年間にわたつて消費税が現実に徴集せられていたのである。その後の消費税が賦課された例をいえば、一二七〇年から五年間、一二八六年から二年間、一二九〇年から四年間、というようにしばしば徴集せられていたのである。また一二七六年の都市書において部分的に市参事会の徴集権を承認せられた橋、城門の通過税、市場における取引税 Zoll も同性質の租税といえるであらう。

司教マルカルトは一二三六〇年の市参事会の消費税徴集を以つて、都市書によつて確定せられたブルググラーフの権限である度量衡、生活資料についての監督権の侵害であると解釈して、上述の前例を無視して、市参事会に破門と聖務停止を以つて威嚇し、取消しを迫つた。またそれと共に皇帝カール四世と教皇に訴え、さらにアウグスブルグ南方の Buchloe の居地から書信を以つて、アウグスブルグの St. Moritz 聖堂の僧侶に対し、公開の説教において市民に対して新税に反対すべきことを諭すことを命じた。この聖モリツの僧侶の説教が市民のあいだにどれほどの反響をもちえたかは、史料は直接には語らないが、それがつぎに述べるツンフトの蜂起と関連をもつことは想像に難くない。

ところでアウグスブルグの手工業であるが、この十四世紀の頃は、十五、六世紀の最盛期にいたる過程であつて、フッカー、ヴェルザー、ポイティンガー等の富豪の名もまだ現われない。一体、アウグスブルグの手工業の発展はストラスブルグ等と比べて必ずしも早くはない。それはアウグスブルグの立地条件が良好ではなかつたことにもよるのである。この町の南方に拡がるレヒフェルト Lechfeld は古来しばしば戦場となつたことで知られているが、農業生産の少い荒地が多

く、アウグスブルグ市内を貫流して、アウグスブルグの下部で Wertach 川と合流する Lech 川の傾斜が急で舟航の便がない。ただ有利なのはレヒ川の支流が市中を隈なく通じ、水量が豊富なことと、流れが傾斜に富んでいて水力として利用できることである。⁽¹⁶⁾ したがって水力を動力に使う機械工業の時代になってはじめてその立地条件が生かされる。しかしそれは後の時代のことであつて、この十四世紀の時代には市民の勤勉と陸路による対イタリア交通の要地ということで、手工業が勃興しはじめていたのである。

しかし前編にも述べたように、市参事会については、十二人衆の古 Rat、二十四人制の小 Rat（両者は別の組織ではなく、前者は後者に含まれている）の他に、一二九一年になつて大 Rat が史料に現われる。この大 Rat の内容は不明であるが、同年に定められた、古 Rat—小 Rat—大 Rat という審級順序 Instanzenzug と、他都市の例に照して考えると、大 Rat は市政の執行に直接関係しない、近代的な意味での執行機関に対する評議機関であり、貴族層の寡頭支配に対するツンフト勢力の抑制的機関、或は少くともツンフト勢力を背景とする野党的組織であることは容易に推定しうる所である。

また上述のことより少し時代が下つた一三〇三年、Stolzirsch の叛乱があつて、その際にもツンフトの動きが伴つている。しかしこの叛乱は Siboto と Leopold のストルツヒルシュ兄弟が前者をマイスターの地位に着けようとする企てで、貴族層の寡頭支配のワク内における独裁制樹立の企図に他ならず、ツンフト勢力がこれに利用されたにすぎない。⁽¹⁶⁾ そのことは、Rat がこの事件に厳罰主義で臨み、ストルツヒルシュ兄弟が家族と共に永久に都市から追放され、それと共に市参事会が市政の執行者の資格について厳格なワクを設け、正当の手続を経ないでマイスター等の職を望むものを暗殺者と同様の取扱をすることを定めても、これに対抗するツンフト勢力の動きと見るべき事象がおこらなかつたことで知られるであらう。

ところが一三六八年のツンフトの動きは上述のものとは明らかに異つて、ツンフトの主體的な政治行動であり、中世末期の諸都市における、通常ツンフト闘争 *Zunftkampf* とよばれる一連の現象の一つと見られる。貴族の市政支配に対する広い一般の市民層の反撥であるツンフトの蜂起は元より突如として現われるものではなく、それへの漸次的な高まりがあつたものと思われる。史料はその間の事情を伝えないが、一三四〇年以來、市財政の会計簿が小 *Rat* の六人、大、小の *Rat* の指定する六人の市民の検査をうけること、五ポンドを越える支出が上述の十二人の承諾を必要とされたことなど、その規定の出現の直接の事情は不明であるとしても、右の過程の一つと理解することができる。ただ十四世紀になつてツンフトの政治行動が爆発的となつたことについては色々な事情を考へることが出来る。たとえば一三四八年の黒死病の流行による混乱がその一つである。黒死病はアウグスブルグにおいても多くの市民を斃したが、そのことが直接おこした混乱よりも黒死病の原因をユダヤ人の陰謀と見る流言によつてユダヤ排撃がつづいておこつたことの混乱の方が大きかつた。⁽¹⁷⁾ クラクは一般に中世都市におけるユダヤ人排撃を貴族支配に対する一般市民の反撥と見るべきであろうといつてゐる。⁽¹⁸⁾ その他コンスタンツ、バーゼル、ストラスブルグ、スパイエル、ヴォルムス等の西南ドイツ諸都市でツンフトの市政参与或は独占がすでに実現していたことからうける影響もあつたことは、ヴェルナーの如くである。⁽¹⁹⁾

扱て一三六八年のツンフトの騒乱は *Jakobskirche* における集会禁止にはじまつた。十四世紀の中頃から組合 *Bruderschaft* の動きが時々文献に現われるが、このころ市の南部地区の手工業者の集団的居住地域にある *Jakobskirche* にしばしば集會を催した所から、この組合のものをたちは *Jakober* とよばれた。この *Jakober* の集會は明らかに市の政治改革を目標とするものと見られたから、市参事會は *Jakober* をはじめ一切の集會を禁止した。これが動機となつて、一三六八年十月二十三日夜明とともに、*Perlach* 広場に集つたツンフトのものたちは二十四組にわかれて城門と街路を占領するとともに、一隊は *Rathaus* に迫つた。この時急を聞いて二人のプレーガー(監理者)と市参事會の全員が *Rathaus*

に集合した。これはむしろツンフト側の望むところであつて、市参事会の全員が集つた所で、会堂の出入口が鎖ざれ、ツンフトの代表者六人が入場して貴族と会見した。しかしその場ではギルド側の威嚇やこれに対する貴族側の英雄的行動があつたわけではない。ツンフト代表者の態度は比較的穩健であつたし、貴族側も事態を察して、簡単にツンフト側の欲求を容れた。その結果、とりあえず城門の鍵、市会計簿、市印章がツンフト側に引渡され、新制度を樹立するために、市参事会がツンフトの代表者十二人を加えて、ともに事にあたることが約された。

その直後、新制度樹立のために、ウルム、スパイエル、マインツ、ヴォルムス、コンスタンツ、バーゼル、ストラスブルグの七都市に制度取調の委員が派遣され、その帰来を待つて、新制度の大綱ができたが、その内容は同年十二月の *Zunftbrief* (市参事会がツンフトに送つた誓約書) に現われている。

それによると新しい市政機関は従来の *Rat* と十七人の *Zunftmeister* によつて代表される *Gemeinde* によつて構成される。*Gemeinde* をなすツンフトは新しく十八に編成され、それぞれのツンフトが代表者を市参事会に出し、十八ツンフトのうち比較的大きなツンフトが第二の代表者を出す。したがつてツンフトの代表者は二十九の議席を市参事会において占めるわけだが、その他にツンフトから選ぶ一人のプレーガーがあり、これも市参事会に議席をもつから、ツンフトの市参事会に占める議席は合計三十となる。この三十人が従来の小 *Rat* と同じ権能をもつている。しかも貴族層から選ばれる小 *Rat* のメンバーは従来二十四人であつたのが十五人に減ぜられる。したがつて、小 *Rat* における貴族層、ツンフトの勢力比は二対一となる。

その他市政に対する監視的な機関であつて、一二九一年に突如姿を現わす大 *Rat* の組織がこの一三六八年に明確に規定される。すなわち十七ツンフトがそれぞれ出す二人すなわち総計二〇四人の代表者を出し、十五人の貴族とがこれを構成する。ツンフトが圧倒的多数であることは本来野党的で抑制的な機関である大 *Rat* の性質上当然である。ところで前

述の十七ツンフトの一三六八年当時の編成は不明であるが、少し時代を下つて、つぎの十七のギルドの存在が史料的に確認される。

商人、織布工、小売商、製パン工、屠畜業、靴工、毛皮商、仕立工、醸造業、毛織物織布工、大工、製革工、背ノウ工、鍛冶工、桶工、魚商、塩行商人。以上のうち毛皮商、毛織物織布工、大工、背ノウ工、鍛冶工、桶工、魚商の七ギルドが一人の代表者を、その他のギルドが二人の代表者を市参事会に出す。注意すべきことは、右のツンフトは市参事会に代表者を出すという政治目的のために編成されたものであることで、職能団体たる本来の意味を稀薄にして、市政につながる市民の政治的な組織へと転化していることである。たとえば自然発生的な製粉工は製パンのギルドに包擁されているのがそれである。

改革は市参事会の組織についてはかりではない。市参事会の中から分化して、漸く独立の執行部的な性格を明確にしつゝあつた二人の *Bürgermeister* (或は *Pfleger*) 四人の *Baumeister* (建築役だが、歳出の大部分が土木建築にあてられている当時の諸都市においては勘定役でもあつた) 二人の *Siegler* (市印章保管の役割) 六人の *Steuernmeister* (*Baumeister* から分化した収税方) の半数がギルドのメンバーで占められることも定められた。

上述の改革によつて、市政の執行部と大 *Rat* と小 *Rat* という市参事会の二つの組織において、ツンフトの勢力が著しく強化された。元来が市政に対する監視的な役割の大 *Rat* においてツンフトの勢力が圧倒的に強力であることは当然としても、市参事会の中心である小 *Rat* においてもギルドが過半数を占めている。しかしながら十二人衆の古 *Rat* はどうなつたのであろうか。一二五七年の都市書において古 *Rat* は制度としては二十四人制の小 *Rat* の中に解消したことは前に述べた。しかし一二九一年文書に市参事会の審級順序として古 *Rat* が第一審級に位するように記されている所から見ると、古 *Rat* は実質的に死滅せず、寡頭政治の内部において依然として特別の役割を果していると推定されるのである。

一三七八年のこの改革において、制度としては解消している古 *Rat* が改革の対象とならない、したがって新制度の上にも現わさないので不思議ではないが、それと共に古 *Rat* が実質的に果たした役割も同時に消滅したのであろうか。その点で注意すべきは、一三六八年の *Zunftbrief* において、「十二人衆 *Zwölfer* を除外して、重要事項は取扱われざる」とある一句で、これは明らかに、一二九一年の審級順序の精神が引きつがれていること、すなわち古 *Rat* が依然として特別の役割を実質的に果たすことを示すものであろう。一三六八年の市政改革がツンフトに圧倒されたまわめてラディカルな外見をとりながら、現実には貴族層との妥協であつて、寡頭政治の跡を多分にのこしたと見るべき材料の一つである。

右の改革が貴族との妥協におつたことは、つぎの点にも現われている。すなわちツンフト側の貴族もツンフトに所属すべしという要求が退けられたことである。アウグスブルグの改革が多くを倣つたコンスタンツの改革においても貴族のギルド加入はすでに実現しており、またアウグスブルグの貴族の代表者の中にもその方向に傾くものあり、それに従う数人の貴族もあつたが、大多数の貴族の見解によつて、貴族のギルド加入は退けられ、ギルド側もこれを承認した⁽²³⁾。ところで問題の発端であつた消費税はどうなつたか。新制度成立後の市参事会の発した第二の *Zunftbrief* において、現行の消費税は一三七〇年まで徴集することとし、新たに消費税を賦課しないこと、資産税 *Bede* を新設することが布告されて、消費税の問題は落着いた⁽²⁴⁾。消費税の廃止、資産税の新設はギルドの市政加入の直接の効果と見るべきであらう。扨上述の改革は同年貴族代表とツンフト代表がフォゲトの *Graf von Helenstein* と共にプラーハ滞在の皇帝カール四世に承認を請い、再度の交渉の結果、目的を果し、改革は確定した。

註① ヘルマンとの紛争において市民が勝利を占め、都市城門の

る。前稿三九ページ参照。

管理権をえたことが、司教支配を覆えす第一歩となつてい

② 司教ハインリッヒの財政紊乱とは聖堂管理者ハインリッ

アウグスブルグにおけるツンフト闘争と市政

ヒ・ポルトナーが聖堂資財を売却入質したことに對する責任をいう。教皇庁がマルカルトを新司教に任命したのを、司教ハインリッヒが承認しなかつた。両者の紛争に市民ははじめ中立的態度をとつてゐた。L. Werner: *die Geschichte der Stadt Augsburg*, 1900, S. 93.

⑩ この際市参事会はカール四世帝に對し、訴願状を送つてゐる。しかし効果についても史料は語らなかつた。

因みに、間接税はマルコール飲料から始まり、他の生活資料に及ぶというのが、中世都市の一般的な型である。なお間接税徴集の直接動機となるのは、一般的には公共建築、殊に城壁建造の必要である。のちこれに傭兵維持の必要が加わる。

G. V. Below; *Das ältere deutsche Städtewesen und Bürgerium*, 1925, S. 86—87. 参照

⑪ H. Planitz: *Dis deutsche Stadt im Mittelalter*, 1954. S. 318—9.

⑫ 前稿三九ページ参照

⑬ C. Meyer: a. a. O. S. 58.

(四)

中世末期のドイツ諸都市は多くの場合ツンフト闘争を経過している。中世都市としては周辺的存在である所謂農村都市、都市の自治機関が貴族団体の独占を経過せず、それが貴族団体とツンフトの合体によつて構成された、たとえばヴェストファレンのドルトムント、ミュンスター、オスナブリュック等はツンフト闘争を経過しない、むしろ例外である。ツ

⑭ C. Meyer: a. a. O. S. 37. 参照

⑮ ヴェルナーはストルツヒルシュの叛乱の背景となつた一般市民の貴族支配にたいする反撥を重視してゐる。Werner, a. a. O. S. 85.

⑯ ヴェルナンベルグの聖職者 Baldwin が黒死病の原因を有毒物を井戸に投じたユダヤ人の陰謀と説教したことから動揺が起つたという。Werner, A. a. O. S. 29.

⑰ M. V. Clarke: *the medieval City State*, p. 87.

⑱ Werner: a. a. O. S. 95.

⑲ Werner: a. a. O. S. 151, Anm. 4.

⑳ 十七以外のツンフトは類縁關係によつて、十七ツンフトのいずれかに包摂せられる。

㉑ Ch. Meyer: a. a. O. S. 39.

㉒ ツンフト闘争期の貴族市民は五十一家と推定せられる。Werner: a. a. O. S. 151, Anm. 6.

㉓ 資産税については拙稿「十五、六世紀におけるドイツ都市市民の階層分化について」(史淵 集所載)参照。

ンフト闘争を経過した場合も、その過程と結果は都市によつて異り、きわめて多様である。ある場合には、ツンフト闘争は兇暴な様相を呈する。一四〇二年のマグデブルグのツンフト闘争においては市民の大衆は司教の鑄幣場を破壊し、Rathausを襲い、市場を掠奪した。一四八三年のマグデブルグでは凶作、物価騰貴と結びついてツンフト闘争は凄惨な市街戦を伴つた。⁽¹⁵⁾ またそれとは逆に一三八〇年のイーブルでは立ち上つた市民のうちの四〇〇人が貴族団体の手によつて市内で大量処刑され、七〇〇人がブルージュの町に送られた上で処刑されたような例もある。⁽¹⁶⁾ ツンフト闘争の様相は、パーカーのいうように、無産市民の蜂起を伴つた場合は、兇暴な大衆暴動の形をとることが多く、そしてそれは北独諸都市に多い。「特に北ドイツの諸都市においては、微かながらも社会主義的傾向を看取することができる」とパーカーはいつている。⁽¹⁷⁾

ツンフト闘争の結果についても、さまざまである。貴族支配の強固さを以つて知られ、貴族市民が騎士的擬制を示して、ドイツ的というよりもむしろイタリア都市的な態様をとり、ツンフト闘争の成果をふみにじつたニュルンベルグのよな都市は例外として、ツンフト闘争がなにほどの成果をもちえた場合、ツンフトの市政へのかかわり方は二つに分けることができる。すなわち貴族支配がその実体を完全には喪失せず、ツンフトの市政参与、具体的にはRatへの加入を認めた場合、今一つはツンフトがRatの大勢を制して、貴族層はツンフトに加入して、ツンフトを通してRatに加わる場合である。さきに説いてきたアウグスブルグの例はこの第二の場合に近く、ただ貴族層がツンフトに加入しない点だけ異つている。以上の二つの場合を通じて、貴族団体が排他的な社会的、政治的カーストとしての意義を喪うか稀薄にしたことは疑えない。

しかしながらツンフト闘争が都市の寡頭支配を覆えしたかという点必ずしも然りとはいえない。アウグスブルグの場合について、制度的には消滅している筈の古Ratが依然として現実に市政の中枢的役割を果たしている。したがつて貴族層

の市政に対する影響は皆無になつたのではない。しかもマイスターその他の執行部的諸役、小 Rat のメンバーに、ツンフトを代表して就いたものは、いづれもツンフトのマイスターと推定される。それゆえ、ツンフト闘争は、パーカーのいうように「商業貴族を手工業貴族と入れ換え、商業的寡頭制を手工業的寡頭制と入れ換える、或は少くも両者のあいだに政治的権力を分ちあう。行政の全組織の改変というよりも人の入れ換え」におわつたと見られる。⁽³⁸⁾

アウグスブルグの前述の一三六八年の *Zunftbrief* は、この新制度は「百年つづく」と揚言した。⁽³⁹⁾ 事実またその後、大きな変改はなかつた。宗教改革の時代、反動的制度改革に狂奔したカール五世がこのアウグスブルグに入つて、貴族支配の旧に復することを命じたことがあつたが、都市制度は事実上動かなかつた。寡頭政治が現実において支配していたためであると見られる。さらに注意すべきことは、アウグスブルグにおいては市民自治が一層拡充したことである。司教の諸権利は金銭による売却その他の手段で失われ、ブルググラーフは全く名目的存在と化した。この点でも、ツンフト闘争は都市の歴史に劃時代的な意義をもつている。

³⁸ Clarke: *City State*, pp. 93—94.

³⁹ K. Lamprecht: *Deutsche Geschichte*, Bd. 11, S. 200.

⁴⁰ *ibid.*

⁴¹ Clarke: *City State*, p. 88.

⁴² Werner: a. a. O. S. 96.

**On the *Zunftkampf* and Municipal
Governance in medieval Augsburg**

By R. Imaki

This article is the continuation or the supplement of my former "Formation of the Imperial-city in medieval Augsburg" (The SHIEN, No.LIX) I have intended to trace the relation between the *Zunftkampf* and the democratization of the municipal system. Generally the results of the *Zunftkampf* in the German medieval cities might be explained in two ways: (1) the absolute rule of the *Zunft*, (2) the coexistence of the patriciate and the *Zunft*. The case of Augsburg was the second, and so, it's municipal system was not influenced by the reactionary interference of the Emperors in the Reformation Era.